

第二次秋田市犯罪被害者等支援推進計画

平成28年4月
秋田市

目 次

第 1	計画策定の趣旨	1
1	趣旨	1
2	計画の性格	1
3	計画の期間	2
4	計画の構成	2
5	計画の推進体制	2
6	計画の目標	2
第 2	計画の基本的な方向	3
1	基本的な考え方	3
2	基本方針	3
3	取組	4
第 3	具体的な取組	5
1	経済的支援への取組	5
2	精神的・身体的被害の回復・防止等への取組	7
3	支援等のための体制整備への取組	8
4	市民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組	9

第 1 計画策定の趣旨

1 趣旨

犯罪等^{*1}の被害に遭った方の多くは、心身や財産上の直接的な被害だけでなく、捜査や裁判等の中での精神的な負担や経済的な面での不安等の二次的な被害によっても苦しめられています。

こうした現状から、平成16年12月に犯罪被害者等^{*2}の権利利益の保護を図ることを目的として、犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号。以下「基本法」という。)が制定され、国、地方公共団体および国民の責務が明記されました。これを受けて国では、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成17年12月に「犯罪被害者等基本計画」、平成23年3月に「第2次犯罪被害者等基本計画」を策定しました。また、秋田県では犯罪被害者等のための施策を明らかにするとともに、その施策を総合的かつ計画的に推進することによって、犯罪被害者等の被害の回復および社会復帰を図るため、平成18年2月の「秋田県犯罪被害者等支援基本計画」に続き、平成23年3月に「第二次秋田県犯罪被害者等支援基本計画」を策定したほか、平成25年3月には「秋田県犯罪被害者等支援条例」を制定しました。

本市においても、犯罪被害者等の支援のための施策に関する基本事項を定め、総合的かつ計画的に展開するため、平成23年4月に「秋田市犯罪被害者等支援条例」(以下「条例」という。)を、平成24年4月には、市民の方々のご意見等を踏まえながら最初の計画として「秋田市犯罪被害者等支援推進計画」を施行し、犯罪被害者等の支援に努めてきました。

このたび、本条例を効果的に運用し、市民がより一層安心して暮らすことのできる地域社会の形成に寄与することを目的として「第二次秋田市犯罪被害者等支援推進計画」を策定しました。

※1) 犯罪およびこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為

※2) 犯罪等により害を被った者およびその家族又は遺族

2 計画の性格

- (1) この計画は、条例第5条の規定に基づく計画です。
- (2) 計画では、犯罪被害者等の権利利益の保護と、適切な支援を行うため、基本方針や具体的な取組を示しており、本市の犯罪被害者等に係る施策推進の基本的な指針となるものです。

3 計画の期間

この計画の期間は「新・県都『あきた』成長プラン」（第13次秋田市総合計画）に合わせて、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

ただし、計画期間中であっても、社会状況や計画の進捗状況など必要に応じて見直しを行います。

4 計画の構成

計画では、「犯罪被害者等の置かれた立場が市民に理解され、尊重と配慮がなされる安全安心な社会」を目指していくため、4つの基本方針のもと、4つの取組で構成しています。

5 計画の推進体制

市、県、国および民間の中核を担う公益社団法人秋田被害者支援センター等が、より一層の連携を図りながら、犯罪被害者等への各施策を推進していきます。

6 計画の目標

- (1) 二次的被害を及ぼさないようにするため、犯罪被害者支援の環境整備を推進し、秋田県、秋田県警察本部および公益社団法人秋田被害者支援センター等と協力し犯罪被害者等の支援の充実を図ります。
- (2) 市民に対して、犯罪被害者等への支援を行っていることを、広報誌や市のホームページを活用して周知します。

第2 計画の基本的な方向

1 基本的な考え方

本市では、交通死亡事故や凶悪な事件が依然として発生しており、身のまわりで誰もが犯罪被害者になる可能性があります。犯罪被害者等が、犯罪等により受けた被害から立ち直り、再び地域において早く平穏な生活を過ごせるよう、精神面や経済面などの各種支援をより充実していく必要があります。

また、犯罪被害者等の尊厳が守られ、二次的被害を及ぼさないよう適切な配慮や支援がなされて、犯罪被害者等に寄り添った総合的な施策を効果的に推進していくことで、「犯罪被害者等の置かれた立場が市民に理解され、尊重と配慮がなされる安全安心な社会」を目指します。

計画においては、「犯罪被害者等」の対象者の範囲に関して、「犯罪等により害を被った者およびその家族又は遺族」に加えて、「内縁関係者や婚約者等」についても、法律的に身分関係が必要なものを除き、各機関や団体が個々の状況を踏まえながら、精神的被害に対する相談など弾力的な運用に努めていきます。

2 基本方針

計画全体を貫く考え方として、次の基本方針を掲げて取り組んでいきます。

(1) 尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること

犯罪被害者等の尊厳を重んじ、個人の尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること。

(2) 個々の事情に応じて適切に行われること

被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じた適切な施策を講ずること。

(3) 途切れることなく行われること

犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、途切れることなく必要な支援等を受けられること。

(4) 市民の総意を形成しながら展開されること

国、地方公共団体はもとより、市民一人ひとりが犯罪被害者等への理解を深め、配慮し、社会全体が協力し合って犯罪被害者等の権利利益の保護に取り組んでいくこと。

3 取組

条例第3条において示された犯罪被害者等のための施策に関する地方公共団体の責務を踏まえ、次の取組を設定し、施策を推進していきます。

(1) 経済的支援への取組

- ア 各種制度の活用
- イ 居住の安定
- ウ 雇用の安定

(2) 精神的・身体的被害の回復・防止等への取組

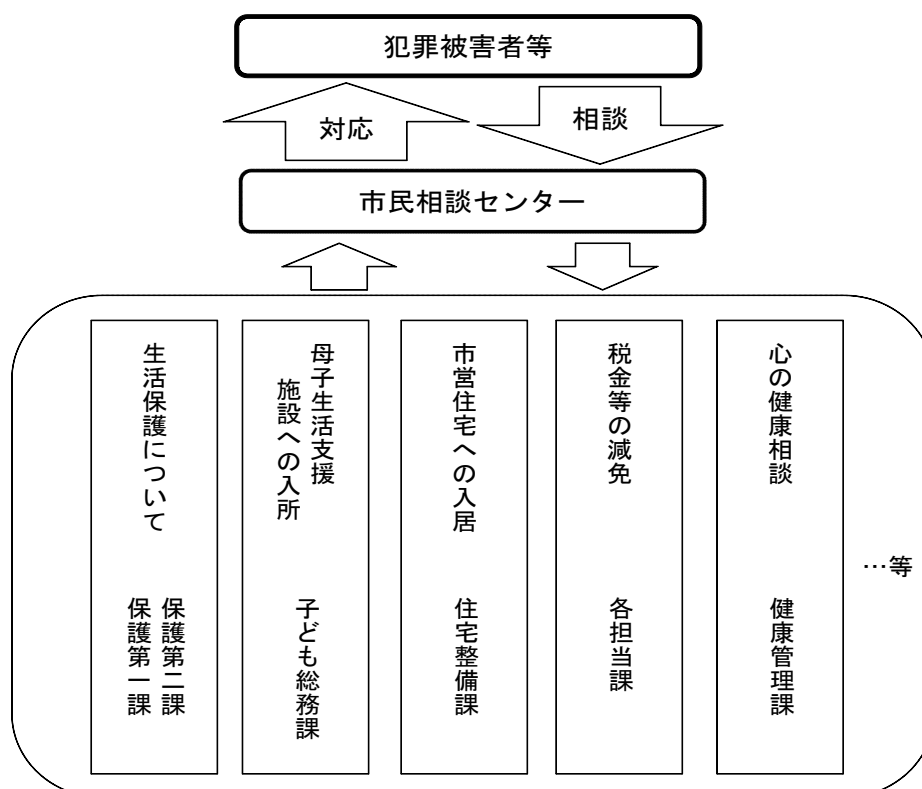
- ア 保健医療サービスおよび福祉サービスの提供
- イ 安全の確保

(3) 支援等のための体制整備への取組

- ア 各種相談の受付および情報の提供等
- イ 民間の団体に対する援助

(4) 市民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

- ア 市民の理解の増進



第3 具体的な取組

1 経済的支援への取組

犯罪被害者等が犯罪等により受けた経済的負担を、軽減することができるよう支援を行うことが必要です。このことから、各種制度の活用、居住の安定および雇用の安定に関し、次の施策を行います。

(1) 各種制度の活用

ア 高額療養費の支給（国保年金課・後期高齢医療課）

世帯の1か月間の医療費の自己負担額が、その世帯の自己負担限度を超えた場合、申請によりその超えた分を高額療養費として支給します。

イ 子育てに係る負担の軽減

(ア) 出産に要する負担軽減

助産制度（子ども総務課）

所得が少ないために出産にかかる費用が準備できない方に出産費用を援助します。

(イ) 育児に要する負担の軽減

a 児童扶養手当（子ども総務課）

父母の離婚などにより、父又は母と生計を同じくしていない児童、または父又は母が障がい者である場合の児童に対して、その家庭の生活の安定と自立に役立つよう手当を支給します。

b ひとり親家庭への保育料援助（子ども育成課）

ひとり親家庭の子の保育料等を援助します。

(ウ) 就学に要する負担の軽減

a 就学費用等の貸付（子ども総務課）

母子・父子・寡婦世帯で経済的自立と生活の安定等のため、高校、専門学校、短大、大学での就学にかかる費用の貸付けを行います。

b 就学費用の援助（学事課）

経済的に困窮している場合に小中学校での学習等に必要な費用の一部を援助します。

c 市立学校の授業料減免（学事課）

経済的に困窮している場合、または特別な事情があり校長が特に減免の必要があると認めた場合に、授業料の一部または全部を免除します。

ウ 市税等の減免や納付に関する相談

市税等について、犯罪被害者等が納税困難となった場合など、状況に応じた減免や分割納付などの相談に応じます。

(ア) 市・県民税等の減免相談（市民税課）

(イ) 固定資産税の減免相談（資産税課）

(ウ) 市・県民税、固定資産税等の納付相談（納税課・特別滞納整理課）

(エ) 国民健康保険税の減免相談（国保年金課）

(オ) 国民健康保険税の納付相談（国保年金課収納推進室）

(カ) 後期高齢者医療保険料の減免、納付相談（後期高齢医療課）

(キ) 介護保険料の減免、納付相談（介護保険課）

エ 生活困窮者自立支援制度（福祉総務課）

犯罪被害等により生活の困りごとや不安を抱えている場合、支援員が相談に応じ、利用可能なサービス等の紹介や支援プランを作成するなど、自立に向けた支援を行います。

また、離職などにより住宅を失った方や失うおそれの高い方には、就職に向けた活動をすることなどを条件に、一定期間家賃相当額を支給します。

オ 生活保護（保護第一課・保護第二課）

犯罪等の被害により働き手を失うなどして生活に困窮した場合、生活保護法に基づき、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、被害者世帯の自立を助長します。

カ 犯罪被害者等見舞金支給事業（市民相談センター）

秋田市犯罪被害者等見舞金支給条例に基づき、犯罪行為により死亡した市民の遺族又は傷害を受けた市民に対し見舞金を支給します。

(2) 居住の安定

ア 市営住宅への入居（住宅整備課）

犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった場合には、犯罪被害者等の居住の安定を図るため、市営住宅への入居に関する相談に応じるとともに、優先的な取扱いを実施します。

イ 母子生活支援施設への入所（子ども総務課）

犯罪被害者等の保護および自立支援のため、母子生活支援施設への入所に関する相談に応じます。

(3) 雇用の安定

ア 事業主等への理解の促進と就業支援（企業立地雇用課）

犯罪被害者等の雇用安定のため、犯罪被害者等が雇用の面で不利な取扱いを受けないように関係機関から事業主等へ働きかける際に協力します。

また、就業相談や就業に必要な知識・技術等の習得を希望する場合は、関係機関を紹介します。

2 精神的・身体的被害の回復・防止等への取組

犯罪被害者等が犯罪等により直接的に心身に受けた被害から回復できるように支援するのみならず、その負担を軽減するとともに、再被害を防止し、安全を確保することが必要です。このことから、保健医療サービスおよび福祉サービスの提供ならびに安全の確保に関し、次の施策を行います。

(1) 保健医療サービスおよび福祉サービスの提供

ア 精神保健福祉相談（健康管理課）

心の健康相談等、精神保健に関連する問題をかかえている本人や家族、関係者などの相談に応じ、正しい知識や対処方法についての助言、指導や関係機関の紹介などを行います。

(ア) 精神科医による心の相談

(イ) 臨床心理士による「心のケア相談」

(ウ) 保健師による心の相談

イ 医療安全相談（保健総務課）

市内の医療機関で受けた治療や説明に関する不安や健康に関する相談等に応じます。

ウ 子育てと女性の悩み相談（子ども未来センター）

児童虐待および配偶者暴力に関する相談に応じます。

エ 秋田市障がい者虐待防止センターの設置（障がい福祉課）

障がい者に対する虐待の早期発見、虐待を受けた障がい者の保護を行うとともに、虐待防止の啓発を行います。

オ 高齢者虐待への対応（長寿福祉課）

長寿福祉課と地域包括支援センターにおいて、高齢者虐待の防止の啓発および虐待の早期発見・早期対応に努め、関係機関と連携して高齢者を守ります。

カ 身体の障がいに関する相談（障がい福祉課）

犯罪等の被害により身体に障がいが残った場合、相談に応じ必要な支援を行います。

(2) 安全の確保

ア 住所情報の保護（市民課）

ドメスティック・バイオレンスおよびストーカー行為等の被害者からの申出により、加害者が住民票や戸籍の附票の写し等の交付制度を不当に利用して被害者の住所を探索することを防止するため、庁内関係課所室および関係他市町村と連携し、被害者の保護を図ります。

3 支援等のための体制整備への取組

犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害を回復し、軽減し、再び平穏な生活を営むことができるようになるためには、犯罪被害者等が置かれている状況に応じた支援を、必要なときに必要な場所で受けられるようにするための十分な体制整備が必要です。このことから、各種相談の受付および情報の提供等ならびに民間の団体に対する援助に関し、次の施策を行います。

(1) 各種相談の受付および情報の提供等

ア 「犯罪被害者等支援総合窓口」の設置（市民相談センター）

犯罪被害者等からのさまざまな相談や各種手続きに、迅速に対応するため窓口の一元化に努めます。

イ 庁内連携、関係機関との連絡調整（市民相談センター）

「秋田市犯罪被害者等支援施策庁内連絡会議」の開催や各種施策の担当課所室との庁内連携を図るとともに、県や県警等関係機関との連絡を密にし、犯罪被害者等への情報提供に努めます。

ウ 職員研修等の実施（市民相談センター）

犯罪被害者等支援に関する業務に従事する職員を対象として研修等を実施し、犯罪被害者等支援に必要な知識、技能の習得に努めます。

(2) 民間の団体に対する援助

ア 民間支援団体への財政支援（市民相談センター）

犯罪被害者等の支援を適正かつ確実に行うことができる非営利法人として、秋田県公安委員会から「犯罪被害者等早期援助団体」に指定された「公益社団法人秋田被害者支援センター」への財政支援を行います。

4 市民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

犯罪被害者等が受けた被害から立ち直り、再び地域において平穩に過ごせるようにするためには、地域のすべての人々からの理解と配慮、そしてそれに基づく協力が重要であり、そのための施策を講ずることが必要です。このことから、市民の理解の増進に関し、次の施策を行います。

(1) 市民の理解の増進

ア 広報・啓発（広報広聴課・市民相談センター）

広報あきたや市のホームページを利用した各種啓発活動の周知のほか、あらゆる広報媒体を通じて、犯罪被害者等支援の重要性について啓発します。

イ 広聴（広報広聴課・市民相談センター）

広く市民の提言や要望等を聴き、犯罪被害者等のための施策に反映させます。

秋田市市民生活部
市民相談センター